

7. 「働きながら資格をとる」介護雇用 プログラム

Ⅱ 具体的な対策

2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」
雇用プログラムの推進等に取り組む

〈介護雇用創造〉

① 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・ 求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・ 資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・ 実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・ 地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、

②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

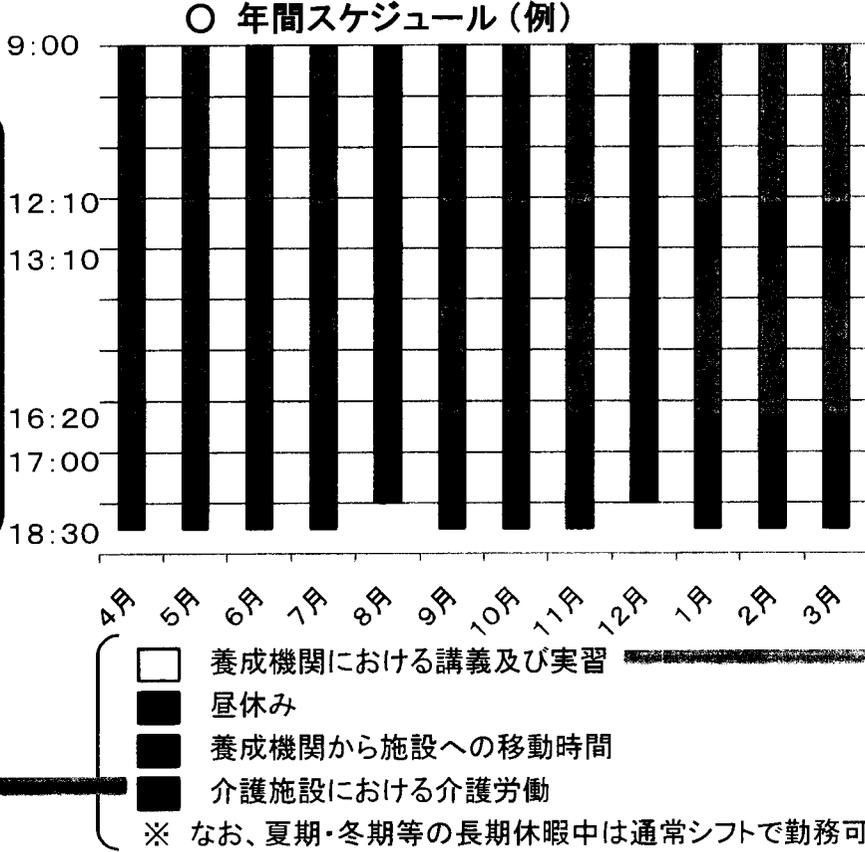
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

介護福祉士養成機関

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料で、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。



～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

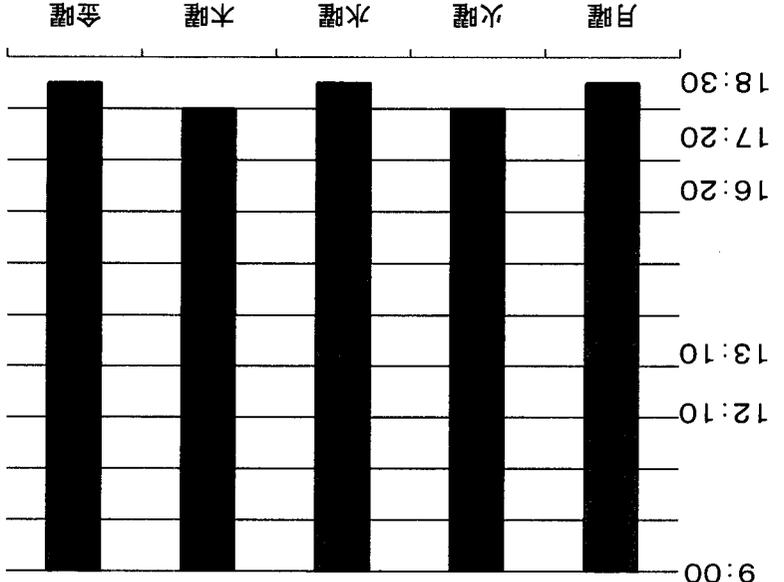
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料でホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
 ※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
 ・週1回通学、4ヶ月程度
 ・週3回通学、3ヶ月程度
 ・週5回通学、2ヶ月程度
 等、様々な講座が開講されている。

○ 講座受講中の週間スケジュール(例)



○通常通学時：養成機関における
 日課終了後、要介護者への
 夕食・入浴の世話などの介
 護労働
 ○休講日及び受講終了後
 ：一般職員と同様のシフトで
 勤務可能

介護施設

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

養成機関から施設への移動時間

昼休み

養成機関における講義及び実習